

を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成25年 7月12日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 選挙長
神戸市垂水区南多聞台 3丁目 6番67号
達 脇 武千代
- 2 選挙長の職務を代理すべき者
神戸市垂水区霞ヶ丘 7丁目 3番 4号
松 下 貞 夫



兵庫県選挙管理委員会告示第60号

平成25年 7月21日執行の兵庫県議会議員神戸市垂水区選挙区補欠選挙につき、公職選挙執行規程（昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号）第 7条の規定により、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成25年 7月12日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 平成25年 7月12日
神戸市垂水区日向 1丁目 5番 1号
神戸市垂水区役所 101会議室
- 2 平成25年 7月13日以降
神戸市垂水区日向 1丁目 5番 1号
神戸市垂水区役所 神戸市垂水区選挙管理委員会事務室



兵庫県選挙管理委員会告示第61号

平成25年 7月21日執行の兵庫県議会議員神戸市垂水区選挙区補欠選挙につき、開票事務を選挙会事務に併せて行わない。

平成25年 7月12日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵



兵庫県選挙管理委員会告示第62号

平成25年 7月21日執行の兵庫県議会議員神戸市垂水区選挙区補欠選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年 7月12日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 日時 平成25年 7月22日 午後 2時
- 2 場所 神戸市垂水区日向 1丁目 5番 1号
神戸市垂水区役所 201会議室



兵庫県選挙管理委員会告示第63号

平成25年 7月21日執行の兵庫県議会議員神戸市垂水区選挙区補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、8,991,700円である。

平成25年 7月12日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵



兵庫県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成25年 7月12日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	91,361
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	671,006



兵庫県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員神戸市垂水区選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、61,345である。

平成25年 7月12日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

兵庫県議会議員神戸市垂水区選挙区補欠選挙選挙長告示

兵庫県議会議員神戸市垂水区選挙区補欠選挙選挙長告示第1号

平成25年7月21日執行の兵庫県議会議員神戸市垂水区選挙区補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年 7月12日

兵庫県議会議員神戸市垂水区選挙区補欠選挙
選挙長 達 脇 武千代

- 1 日時 平成25年 7月18日 午後 5時45分
- 2 場所 神戸市垂水区日向1丁目5番1号
神戸市垂水区役所 3階区長室